

## 労働者協同組合に関わるみなさまへ

別添

### 労働者協同組合の運営に役立つ 支援策リーフレット

I 厚生労働省の助成金等	・ ・ ・ P.1
II 中小企業庁の補助金等	・ ・ ・ P.5
III 融資	・ ・ ・ P.6

この案内は概要を記載したものです。

具体的なお問い合わせにつきましては、本紙のお問い合わせを参照いただくか、各助成金の支給要領やパンフレットをご参照ください。

# 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット (厚生労働省の助成金等)

## 新たに雇い入れたい

### 就職が困難な求職者を試行的に受け入れたい

職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を、無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成することにより、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。以下のコースがあります。

- ・一般トライアルコース
- ・障害者短時間トライアルコース

- ・障害者トライアルコース

- ・若年・女性建設労働者トライアルコース

## トライアル雇用助成金

お問い合わせ

労働局：<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaannai/roudoukyoku/index.html>

ハローワーク：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)

支給申請窓口：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

HP



### 高齢者や障害者等を受け入れたい

- ・特定就職困難者コース

高齢者（60歳以上）や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成します。

（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること。

このほか以下のコースがあります。

- ・発達障害者・難治性疾患者雇用開発コース

- ・生活保護受給者等雇用開発コース

- ・中高年層安定雇用支援コース

- ・成長分野等人材確保・育成コース

## 特定求職者雇用開発助成金

お問い合わせ

労働局：<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaannai/roudoukyoku/index.html>

ハローワーク：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)

支給申請窓口：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

HP



### 雇用不足地域等で新たに雇い入れを行いたい

雇用機会が特に不足している地域等（※1、2）の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。（1年毎に最大3回支給）

※1 同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島地域等

※2 上記「※1」の他、下記の特例措置に係る対象地域

- ・地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例対象地域（注）

- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例対象地域

（注）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府は対象地域外となります

## 地域雇用開発助成金

お問い合わせ

労働局：<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaannai/roudoukyoku/index.html>

ハローワーク：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)

支給申請窓口：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

HP



### 沖縄で若者を雇いたい

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を雇い入れる事業主に助成されます。

## 地域雇用開発助成金

お問い合わせ

労働局：<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaannai/roudoukyoku/index.html>

ハローワーク：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)

支給申請窓口：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

HP



# 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット (厚生労働省の助成金等)

## 働く環境を整備したい

### 障害者の雇用管理に関する相談援助を受けたい

#### 障害者雇用相談援助助成金

一定の要件を満たす事業者として労働局により認定を受けた上で、労働局等による雇用指導と一体となって障害者の雇入れや雇用管理に関する相談援助事業（障害者雇用相談援助事業）を障害者雇用率の未達成企業に実施した場合に、事業者へ助成を行なうものです。

お問い合わせ

・認定について

労働局：<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html>

・助成金支給について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部高齢・障害者業務課または高齢・障害者窓口サービス課

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

HP



### 障害者を雇用するための環境を整えたい

#### 障害者作業施設設置等助成金

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。

HP



#### 障害者福祉施設設置等助成金

障害者を現に雇用する事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るために、保健施設や給食施設等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

HP



#### 障害者介助等助成金

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

HP



#### 職場適応援助者助成金

職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成  
(※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者

HP



お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課または高齢・障害者窓口サービス課

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

# 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット (厚生労働省の助成金等)

## 人材の確保・定着を図りたい

### 人材確保等 支援助成金

人材確保等支援助成金は、魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、人材の確保・定着を目的としています。

- ・雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

雇用管理制度・雇用環境整備助成コースは事業主が、雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）又は業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）の導入による雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ場合に助成するものです。

このほか以下のコースがあります。

- ・中小企業団体助成コース
- ・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
- ・作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
- ・建設キャリアアップシステム等活用促進コース
- ・外国人労働者就労環境整備助成コース
- ・テレワークコース

お問い合わせ

労働局：<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html>

ハローワーク：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)

支給申請窓口：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

HP



## 高齢者を長く雇用したい

### 65歳超雇用推進助成金

#### 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上の年齢への定年引上げ等を行う企業に対して助成することにより、65歳以降も安心して働く雇用基盤を整備すること等を目的としています。

このほか、以下のコースがあります。

- ・高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
- ・高年齢者無期雇用転換コース

お問い合わせ

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

HP



## 高齢者の労災を防止したい

### エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者による60歳以上の高年齢労働者の労働災害防止のための職場環境の改善等に要する経費の一部を補助します。

お問い合わせ

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで

【申請担当】

電話：03（6381）7507 FAX：03（6809）4086

<https://www.jashcon-age.or.jp/>

HP



## 非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善を進めたい

### キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といつてもゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

- ・正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）した事業主に対して助成。

（※）正社員には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含む。

- ・賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた事業主に対して助成。

このほか、以下のコースがあります。

- ・障害者正社員化コース
- ・賃金規定等共通化コース
- ・賞与・退職金制度導入コース
- ・社会保険適用時待遇改善コース（令和8年3月末までの時限措置）
- ・短時間労働者労働時間延長支援コース（令和7年7月新設）

お問い合わせ

都道府県労働局：<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469704.pdf>

ハローワーク：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork)

HP



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット (厚生労働省の助成金等)

## 仕事と家庭の両立を支えたい

### 両立支援等助成金

#### ・介護解離防止支援コース

介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主や仕事と介護との両立に資する制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小企業事業主に対して助成。

#### ・育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成。

このほか、以下のコースなどがあります。

#### ・出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) ・育休中等業務代替支援コース ・柔軟な働き方選択制度等支援コース

#### お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001060156.pdf>

HP



### 人材開発支援助成金

#### ・人材育成支援コース

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

人材育成支援コースでは、10時間以上のOFF-JTによる訓練を実施した場合等に訓練経費等が助成されます。

このほか、以下のコースがあります。

#### ・教育訓練休暇等付与コース ・人への投資促進コース ・事業展開等リスクリング支援コース ・建設労働者認定訓練コース ・建設労働者技能実習コース

#### お問い合わせ

都道府県労働局所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html>

助成金のお問い合わせ先・申請先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

HP



# 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット (中小企業庁の補助金等)

## 新規事業に挑戦したい

中小企業新事業進出促進補助金	中小企業新事業進出促進補助金は、企業の成長・拡大を通じた生産性向上や貢上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援する補助金。	HP 
	お問い合わせ コールバック予約システム <a href="https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/callback">https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/callback</a>	

## デジタル化を進めたい

IT導入補助金	IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やデジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。 2025事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて最低賃金近傍の事業者の補助率を増加。更に、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”的対象化やセキュリティ対策支援を強化。	HP 
	お問い合わせ お電話でのお問い合わせ 0570-666-376 IP電話等からのお問い合わせ先 050-3133-3272 <a href="https://it-shien.smrj.go.jp/about/">https://it-shien.smrj.go.jp/about/</a>	

## 経営上の課題・悩みを相談したい

よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。	HP 
	お問い合わせ 支援拠点一覧 <a href="https://yorozu.smrj.go.jp/base/">https://yorozu.smrj.go.jp/base/</a>	

# 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット (融資)

運転資金や設備投資のため  
融資を受けたい

(株)日本政策 金融公庫 国民生活事業	事業を営むほとんどの方がご利用いただけます。 ※業種や経営内容によってはご利用いただけない場合がございます。	HP 
	お問い合わせ 詳しくはお近くの支店にお問い合わせください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/branch/pdf/tempo01.pdf">https://www.jfc.go.jp/n/branch/pdf/tempo01.pdf</a>	

(独)福祉医療 機構	福祉貸付事業として、民間事業者による老人福祉施設等に対して、建築資金等を融資しています。 融資を受けられる対象は、例えば、次のようなものがあります。 ・ケアハウス、老人デイサービスセンターなどの老人福祉施設 ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）等 ・保育所、幼保連携型認定こども園などの児童福祉施設	HP 
	お問い合わせ <a href="https://www.wam.go.jp/hp/info-tabid-640/">https://www.wam.go.jp/hp/info-tabid-640/</a>	